

令和6年第5回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年9月19日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和6年9月26日	午前10時00分
	閉 会	令和6年9月26日	午後0時28分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 12 名 欠 席 0 名 欠 員 2 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	欠 員		13	欠 員	
7	伊良波 勤	出	14	具志堅 勉	出
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

3 番	山 川 竜	5 番	松 田 大 輔
-----	-------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	上 原 正 史
教 育 長	喜 納 すえ子	住 民 生 活 統 括 監	仲宗根 章
産 業 振 興 統 括 監	並 里 力	総 務 課 長	宮 城 健
住 民 課 長	大 城 尚 子	福 祉 課 長	渡久地 政 克
健康づくり推進課長	大 濱 兼 愛	子 育 て 支 援 課 長	有 銘 高 啓
企画商工観光課長	喜 納 政 国	建 設 課 長	渡久地 要
農 林 水 産 課 長	平 安 山 良 信	上 下 水 道 課 長	知 念 毅
会計管理者兼会計課長	大 城 睦	教 育 委 員 会 事 務 局 長	安 里 孝 夫

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	崎 原 誠	主 任 主 事	與那嶺 卓
---------	-------	---------	-------

議 事 日 程

9月26日（木）3日目

日程番号	議案番号	件 名
1		一 般 質 問 1. 5番 松 田 大 輔 議員 2. 8番 具志堅 正 英 議員
2	議案第43号	本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (審議・採決)
3	議案第44号	財産の無償貸付について（伊豆味みかんの里総合案内所施設） (審議・採決)
4	議案第45号	令和6年度本部町一般会計補正予算について (審議・採決)
5	議案第46号	令和6年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (審議・採決)
6	議案第47号	令和6年度本部町下水道事業会計補正予算について (審議・採決)
7	報告第2号	決算審査特別委員会委員長報告 (報 告)
8	議案第48号	令和5年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について (採 決)
9	議案第49号	令和5年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (採 決)
10	議案第50号	令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (採 決)
11	議案第51号	令和5年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (採 決)

日程番号	議案番号	件名
12	議案第52号	令和5年度本部町水道事業会計決算認定について (採決)
13	議案第54号	議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結について〈健 堅石嘉波線道路改良工事(その2)〉 (議案説明・審議・採決)
14	決議第2号	議員派遣の件 (採決)
15	発議第1号	議員報酬及び議員定数に関する調査特別委員会設置について (採決)

○ 議長 松川秀清 本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔

1. 本町のインターネットインフラについて

2. 過去の一般質問より「冠水する道路の対策」について

3. 水納島ホテル計画について

おはようございます。本日は朝一番、5番、松田大輔、元気よく一般質問をしていきたいと思っております。議長の許可が下りましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

質問事項1．本町のインターネットインフラについて、質問の要旨①光回線の未整備地域は、把握しているか伺います。②未整備地域の光回線は、整備できるか伺います。

質問事項2．過去の一般質問より「冠水する道路の対策」について、質問の要旨①満名川沿線の渡久地地区から東地区にかけての冠水対策の進捗について伺います。②対策を行った場所のその後の状況について伺います。③今後の対策予定箇所と対策内容について伺います。

質問事項3．水納島ホテル計画について、質問の要旨①分かる範囲の進捗を伺います。②水道等のインフラは、対応可能か伺います。二次質問は、自席に戻って質問します。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 おはようございます。松田大輔議員より質問事項3項目にわたっての質問がございました。答弁についても元気よく答弁していきたいと思っております。

1項目めですけれども、本町のインターネットインフラについてお答えいたします。その中の1点目の「光回線の未整備地域を把握しているか」という質問でございました。町内の光回線の未整備地域につきましては、令和5年度に民間事業者の協力を得ながら概要調査を実施いたしております。その結果、山里、大堂、嘉津字、古島、伊豆味などの山間地を中心に、12地域で光回線が未整備であることを確認しているところでございます。

次に2点目の「未整備地域の光回線を整備できるか」という質問でございました。現在、本町との連携・協力の下に、民間事業者が総務省の補助事業を活用いたしまして、当該地域で光回線を整備する計画となっております。内示を受けているというような情報でございます。

次に2項目の渡久地、東地区の道路冠水対策につきまして、お答えいたします。

令和3年度におきまして、町道、海洋線渡久地保育所前の海洋橋地先から約40メートル、令和5年度におきましては、町道、渡久地17号線、渡久地25番5地先から約26メートル、町道、東1号線東42番地先から約66メートルの範囲で、道路および排水路、マンホールのかさ上げ工事を行ってきたところでございます。

令和4年度から5年度にかけて施工しました、町道、東浜川線につきましては、社会資本整備総合交付金事業を活用いたしまして、道路機能の拡充と合わせましてかさ上げ対策工事を行って

おります。施工後は、大きな冠水報告もなく、道路かさ上げの効果がしっかりと現れているという現状でございます。

滞名川沿線につきましては、集中豪雨もさることながら、大潮の影響による潮位高で道路冠水が多い地区となっていることから、今後も各行政区と情報共有を図りながら、優先順位等を考慮しながら対応していきたいと、このような計画の中で考えているところでございます。

次に3項目の、水納島ホテル計画についてお答えいたします。

1点目の進捗状況についてでございますけれども、事業者からの情報によりますと、令和6年9月から基本設計、そして令和7年4月中旬より実施設計を行う計画となっております。その後、令和8年3月より造成工事、同年9月より建築工事を行い、令和11年9月より開業する予定であるというような報告を受けております。

次に2点目の「水道等のインフラは対応可能か」について答えいたします。

水道給水については、ホテル計画事業者の要望する給水量に対しまして、現在本町が保有する水道施設の能力では対応が不可能な状況であります。物理的に対応が不可能なことだということでございます。

また、下水道については、汚水処理計画区域外となりますので、独自での合併処理浄化槽の設置が必要となります。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 それでは1点目のインターネットインフラの件から、二次質問をさせていただきます。

答弁の中で、現在本町連携協力の下、整備に向けて光回線整備をする計画を立てているというところで、やはり今整備されていない地域、本部町の山間部ですけれども、今現在、情報インフラは誰にとってもなくてはならない重要なインフラの一つだと考えております。その中で本町の中でそういった格差があるものを是正するのは、ある意味、行政の一つの仕事かと思ひ質問をさせていただきました。本来、民間の通信事業者によって整備されるのが通常だと思いますけれども、そういった採算性のある地域を改善していけるものであれば、行政によってどうにかできないかという点で質問させていただきました。その計画が進みそうということで非常にありがたいと思っています。なので答弁から計画しているということで1点目については、これで終わりたいと思います。

次に2項目めの渡久地、東地区の道路冠水対策についてでございますけれども、東浜川線においては、非常にきれいに道路事業を実施していただいて、大雨とか台風、高潮の際に確認させていただいたんですけれども、冠水することなく、非常に有効な対策であったと非常に評価をしております。また一部、道路かさ上げ等におきましても、高潮について、今現在、冠水していない状況を確認しております。ただまだ幾つか渡久地地区から東地区にかけて冠水する箇所が見られます。また、令和3年度6月議会に、私が質問させていただいた答弁の中で「流域治水プロジェクトの策定をしている」という答弁があったんですけれども、その進捗はどうなっているかお聞

きしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

流域治水プロジェクトにつきましては、沖縄県の河川課を中心に本町からは防災担当の総務課、さらに河川の担当の建設課並びに雨水の処理の担当の上下水道課が入りまして今、県と一緒に流域治水プロジェクト、現在進行形で今、県と策定中ということになっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 この流域治水プロジェクトの中身で、こういう冠水する道路とか、そういう対策も可能なのでしょうか。

○ 議長 松川秀清 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 説明いたします。

治水に関しましては、今建設課長からもありましたように、河川側の理由、雨水の進入である扱っている上下水からの理由、道路のかさ上げ等が必要な場所があるなどの道路の理由、最後は防災の安全等の呼びかけに関する総務課の防災の面からの多面的にわたります。それらのことを網羅しながら全関係する組織で計画をつくっていくというものでありまして、今その取組を行っている最中であるということです。その先には、例えばマンホールじゃなくて、フラップゲートですか、そういうものの整備するメニューもございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 分かりました。

今回答弁の中に今後の対策、予定箇所が今のところ明記されていないんですけれども、確定しているものがないのか。また検討しているところはあるのか伺います。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

現在決まっているものがあるかということなんですけれども、現在、計画として決まっているのは、県の河川事業、満名川の河川事業において、本部中学校前の浸水箇所の道路の一部改修が計画、図面設計として上がっております。あと、町といたしましては、まだ決まっているものではないんですけれども、長田川近辺から住宅地のほうに高潮のときに流入する水によって、冠水が起こるのではないかという想定のもとで、その部分にある水門の改修によって、それが防げるかどうかというのを検討しておりまして、それに今、今後着手できるかどうかというのを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 本部中学校の道路については、内容として道路かさ上げになるのでしょうか。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

議員おっしゃるように今、設計の段階、設計の図面等を見ますと道路のかさ上げを中心とした道路の改修となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 ありがとうございます。

今、冠水している箇所において、海水とかも混ざっている水になっていると聞いています。車とまた通学路も含む場所もありますので、子供たちの安全性、また住民の利便性向上のために、順次進めていただいているとは思いますが、早めの解決に向けて順次、お願いしたいと思えます。

それでは3点目の水納島ホテル計画について、お聞きしたいと思います。

現在、水道のインフラについて、対応が不可能な状況という答弁がありましたけれども、開業予定が新聞では2028年開業を目指すとあったんですが、これについて実現性があるのか。それとも町としてどういった対応をとっているのか伺います。

○ 議長 松川秀清 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 説明いたします。

町長の答弁にもありましたように、今現在、ホテル計画者のほうにおいて、基本設計が令和6年度9月から行われており、令和7年4月中旬より実施設計を行い、その後令和8年3月より造成工事、同年9月より建築工事を行い、令和11年9月より開業する予定という説明になっております。その前段に当たりまして、上下水道課のほうで水道に関してはこれまで何度と事業者のほうと説明と協議を重ねてきました。私たちが保有する水道施設能力を大幅に上回る給水量を要望しているものですから、私たちの能力では対応は困難ですという説明を繰り返しているところではありますが、今現在、開発指導の許可が下りている資料、その他許認可、関係法令の資料におきましては、事業者自らが海水淡水化の施設を整備をして計画をしたいということで私たちは調整をしております。ただしかし、まだ基本設計の段階でございまして、今後また詳細設計になってきますと、さらなる調整が必要になってくるということでありますので、計画は進んでいくんだろうというように考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 今後、水納島含めて、この前新聞にもありました新里の美術館、またホテルの計画等も幾つかあるとお聞きしております。その水道インフラの供給に関しても大丈夫なのか伺います。

○ 議長 松川秀清 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 水道インフラの全体的な基本のお話になるんですが、生活する住民の人口、現在張りついている住民の人口プラス若干の増量をして、水道計画を行っております。場所、場所によっては、例えば今回計画しているような離島であるとか、本集落からはずれているような配管の小さいところになりますと、計画が厳しいところも出てくるのがあり得るなと思っております。今議員おっしゃるように、数多くのホテル計画等が出てきた場合の対応でもあ

るんですが、これは今現在、水道基本計画というものの見直しを行っている最中でありまして、その中で私たちの今後の水道のインフラの姿を見いだしていきたいという形で思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 今、我々北部地域、ジャングリアをはじめ、非常に注目の的になっていると思います。本部町については、これだけ注目を集めて個人的には大変うれしい限りなんですけれども、住民との生活との均衡も図りながら考えていかないといけないのではないかと考えています。

最後に町長に、総括的な答弁をお願いして、一般質問を終わりたいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 インフラのお話でしたがけれども、水納島に接続されているパイプの太さです。その太さに限界があります。そして瀬底からいっているわけです。ですからそれを太くしたときに、今度は瀬底のいわゆるファームポンドを拡大しなければいけない。そうするとさらに瀬底にいっているパイプを太くしなければいけない。そしてさらに瀬底に接続している本管とのものもパイプの太さを太くしなければいけないと、そういった実態にあるんです。ですからそういった意味で、急激な水事情等について、先ほどもありましたように、なかなか短期間では対応、困難な部分もありますけれども、できるだけ将来、未来に向けて、先ほどもありましたように、水道インフラの拡充というようなものを新たな計画をやりながら、逐次その対応に展開していきたいと、このように考えているところであります。その辺につきましては、淡水化という技術もかなり進化しておりますので、業者のまた努力なども含めて、この水の対応、対策もしなければいけないと思っております。いずれにせよ、急激な需要に対してなかなか急激には対応できない部分もありますけれども、業界の皆さんとしっかりその辺は協議をしながら、行政としてはできるものはできる。そして民間のほうの努力によって、やっていただくものについては、民間の努力でやっていただくというような形で対応していきたいと、このように考えているところでございます。

○ 議長 松川秀清 これで5番 松田大輔議員の一般質問を終わります。

次に8番 具志堅正英議員の発言を許可します。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英

1. 本町の海岸及びビーチの遊泳者の水難事故防止対策について

2. 八重岳通信所について

皆さん、おはようございます。8番、具志堅正英、議長の許可を得ましたので、これより一般質問に移らせていただきます。

まず最初に、本部町の海岸及びビーチの遊泳者の水難事故防止対策について。質問の要旨①沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の目的と県の責務、海域利用者の責務について伺います。②本町内海域の令和1年から令和6年8月までの水難事故の発生海域、

発生件数、事故者数、死亡者数、事故内容、年齢、性別等について伺います。③本町は、水難事故を防止するため、どのような対策を考えているか伺います。

質問事項2. 八重岳通信所について。質問の要旨①八重岳通信所の施設のある土地の所有者は本部町と名護市ですが、米軍と防衛省（防衛局）のどちらが借地権があるのか伺います。②年間の借地料はいくらか伺います。③防衛局は八重岳通信所の施設の改築、新築、または通信機器の改修、更新、機能強化を令和8年度までに行うとしているが、その工事の内容と進捗状況を伺います。④令和6年3月定例会の一般質問において土地規制法による注視区域の区域図案を要求しましたが、国から「検討扱い」「告示前」であることを理由に非公表となりましたが、今は、注視区域指定されていますので、区域図面を提出することは可能か伺います。⑤防衛局は、八重岳通信所の「鉄塔の解体撤去の後は、自衛隊の使用予定はない」としているが、本町にはどのような説明があるか伺います。以上、二次質問は自席に戻りまして行います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 具志堅正英議員より、2項目にわたっての質問がございました。順次、お答えいたします。

まず1項目の、本町の海岸及びビーチの遊泳者の水難事故防止対策について、3点の観点からのご質問がございました。

1点目に、沖縄県水難事故防止等条例についてですが、条例の目的といたしましては、水難等の事故を防止し、遊泳者その他の海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることとなっております。県の責務といたしましては、水難事故の防止に関する総合的な施策の実施や国、市町村及び関係団体との連携及び協力を図ることとなっております。

さらに、市町村への技術的な助言その他の支援に加え、海域及び内水域の安全な利用に関しての広報活動及び啓発活動を行うものとされております。

海域等利用者の責務といたしましては、常に水難事故の危険を認識し、海域等の安全な利用に努めるとともに、水難事故が発生時のときには、その通報、その他の適切な措置をとるよう努めることに加え、県が実施する水難事故の防止に関する施策に協力するよう努めることとされております。

2点目に、町内海域の令和元年から令和6年8月までの水難事故の発生海域、発生件数、事故者数、死亡者数、事故内容、年齢、性別等につきましては、沖縄県警察本部に確認したところ、議員お手元の資料の内容となっておりますので、どうか資料をお目通しいただきますようお願いいたします。

3点目に、本町の水難事故を防止するため、どのような対策を考えているかについてでありますけれども、水難事故防止対策をこれまで以上に強化をしていくため、本部町水難事故防止協議会を新たに立ち上げ、設立する計画を現在しているところでございます。構成員といたしましては、警察、海上保安庁、消防、ダイビング協会、そして行政区など関係機関を網羅した構成を考えているところでございます。

当協議会を核といたしまして、ライフジャケットの着用徹底、そして多言語の遊泳でのいわゆる注意喚起など、きめ細やかな事故防止対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、八重岳通信所についてお答えいたします。1点目の借地権については、本部町と沖縄防衛局長が土地賃貸借契約を締結しておりますので、沖縄防衛局に借地権があります。

2点目の年間の借地料についてでございますけれども、令和6年度は131万3,628円となっております。

3点目の工事内容と進捗状況についてでありますけれども、沖縄防衛局へ問い合わせしたところ、令和5年度中に測量等調査は完了しており、令和6年度から令和8年度にかけて工事を行うとのことであります。なお、工事内容といたしましては、施設の更新に伴う通信施設の工事および既存施設の解体であり、機能強化ではないとの説明を受けております。

4点目の土地規制法の注視区域についてでありますけれども、令和6年4月20日の告示に伴い、内閣府のホームページで公表されており、区域図についても閲覧できる状態となっております。

5点目の鉄塔についてでございますけれども、更新に伴う新たなアンテナ及び通信局舎が整備された後には、既存の通信鉄塔および通信局舎は撤去すると説明を受けております。また、鉄塔の解体後、自衛隊の使用は計画されていないとのことでございます。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休憩（午前10時33分）
再開します。 再開（午前10時34分）

8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 それでは二次質問をさせていただきます。

まず令和5年にも水難死亡事故が多発しておりまして、今年、令和6年度も既に3名の死亡者が出ております。先日、本部署において水難事故防止の臨時対策会議が開かれておりますが、その対策会議の内容がどうだったかお伺いします。その対策会議というのが、どういうものなのかお伺いします。これまで、年に何回ほどこの会議が行われたのか、令和5年、令和6年と、そしてその会議で水難事故の防止対策について、どのように話し合われたのか、お伺いいたします。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

先ほどございました臨時対策会議についてでございますが、8月29日に本部警察署のほうで開催されております。参加者につきましては、本部警察署、海上保安庁、あとは本部町・今帰仁村消防組合、その他今帰仁村役場、本部町役場のメンバーで開催しております。臨時ということなんですけれども、8月25日に1日で2件の死亡事故がございました。それを受けて、本部署のほうで音頭を取って緊急で会議を持った次第でございます。水難防止対策会議を例年何回やっているかということなんですけれども、去年は1回行っております。今年も年度のはじめに1度行ってあります。あと内容につきましては、事故の発生状況とか、あと今後どういった対応をしているのか。そういったことを会議の中で話し合っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ **8番 具志堅正英** この対策会議のメンバーですけれども、行政区の代表も参加しておりますが、その中に今回死亡事故のあった備瀬の区長、それからマリン、ゴリラチョップの担当行政区の崎本部の区長は見えなかったような気がしたんですが、それと水納島の行政区の瀬底の区長も見えていなかったと思います。ですからこういう海域レジャーのお客さんの多い行政区、崎本部だったり、瀬底だったり、備瀬、それから具志堅のほうも結構いますので、この海域の行政区の区長にはぜひ参加してもらえないか。その辺の考えは、町としてどういうふう考えているかお伺いします。

○ **議長 松川秀清** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 喜納政国** ご説明いたします。

今回、新たに本部町水難事故防止協議会を設立する予定でございます。先ほど町長のほうからもございましたが、警察、海上保安庁、消防、あとダイビング協会、議員のおっしゃるように、関係する行政区も入れて会議体として設立していきたいと考えております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 8番 具志堅正英議員。

○ **8番 具志堅正英** この中に一つ大きな団体が抜けているんじゃないかと思いますが、漁協と観光協会、あと船主会ですか、その3つの団体をぜひ入れてもらいたい。その考えは持っていますか。

○ **議長 松川秀清** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 喜納政国** ご説明いたします。

現在この防止協議会の内容を今、詰めているところでございまして、今ご意見のございました漁協、観光協会等、そういったところもメンバーに入れるのか検討していきたいと思っております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 8番 具志堅正英議員。

○ **8番 具志堅正英** いつもこの会議が開かれるのは、事故が起きて後ですよ。事前に交通安全協会みたいに、事前に交通安全運動とか、そういう期間というか、年に一回でもいいですから設けて、事前に夏場のこの海のレジャーが始まる前、5月か6月頃にでも、そういう何といたしますか。交通安全週間みたいなこの出発式といいますか。町民とか観光客に啓発、啓蒙する意味でも、もっと早めにやっていただきたいと思います。その考えはないですかお伺いします。

○ **議長 松川秀清** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 喜納政国** ご説明いたします。

本部町の水難事故防止協議会ができましたら、今おっしゃるように観光シーズンに入る前に、その前に実施できるように考えております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 8番 具志堅正英議員。

○ **8番 具志堅正英** あとですね、この水難事故防止の一番の要といいますか、事前の予防対策といいますか、そういう事前にこの海域は危ない海域というのは、大体地元の皆さんは分かっておりますので、その地元の漁業者なり、マリンレジャーの事業者なりと情報を密にしながら、

この海域はこの時間帯が危ないとか、この季節だと潮の流れがこうなってくるとか。いろいろと彼らは情報を持っておりますので、その情報を集約してこのいつも事故が起きてこの海域の危険な季節とか、潮の流れとか、事業者や地域の皆さんが分かっておりますので、皆さんの協力も仰ぎながら予防対策を、防止対策をするのは一番いいのかと思いますけれども、その中にほとんど県外、海外から見えられる観光のお客さまが犠牲になっている状況であります。ですから現に、初めて海に入る方が多分多いと思います。何回も来ているのは、マリレジャー、ダイビングとか、そういうのは年に数回来られるお客さんもいますけれども、大半がこの夏のシーズン、沖縄の海に憧れて来られる観光のお客さまでありますので、この海に入る直前、ホテルとか空港とかで、そういう予備知識を何とか、紙の媒体でもいいですし、それから今はスマホとか、そういうのもできるとは思いますけれども、まずそういう予備知識を、来られるお客さんに対して何とか広報活動できないものか。その辺どういうふうに考えているかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

現在、備瀬崎のほうには、多言語で「潮の流れに注意」という看板、英語、韓国語、中国語で設置したところであります。議員おっしゃるように、海に入る前の事前の周知につきましては、ビューローとか、ホテル協議会とか、そういったところとも協力して周知していけるように努めてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 海に入る前に、事前に告知するというのが一番ベストなのであります。その告知の仕方ですけれども、看板の設置、それから多言語による媒体とか、それから現地でのスピーカーによる多言語の案内、広報をもっと分かりやすい形でできないものかと思っておりますけれども、ただずっとこの防止の件、危ない危険だということばかりやっていると、いろいろ差しさわりも出てくるかと思っておりますが、ただこの水難事故、死亡事故が頻発しているわけですから、そうも言ってもらえないと思いますけれども、まず観光客の遊泳者に対して、この海の状況を細かく知らせる潮の干満の時間とか、本部町どこのビーチでもそうですけれども、海岸でもそうですが、必ずこの潮の満ち引きは1日に2回あるわけですから、昼間の満ちるときと引くときの潮の流れは相当なものです。特に備瀬の水路の満ち引きはボートでも一瞬、スピードが落ちるような状況の潮の流れになりますので、とてもじゃないけど人間のこの力では対応できない。その時間帯にはこの海域から全員引上げさせるとか、そういう方法もあると思いますけれども、いかんせんこのそういう人間は、そうやってこの海域を監視したり、パトロールしたりする人間がない、人の監視員の配置もできないというような状況がこの沖縄県全体がそうですけれども、特に本部町は遊泳客ダイビングとか、シュノーケルやるお客さんが多い地域でありますので、ぜひですね、この夏場のシーズンだけでもそういう監視体制がつかれないか。その辺の検討はされるつもりなのかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 喜納政国** ご説明いたします。

監視員につきましては、人の問題等あと予算の問題等いろいろございまして、今すぐできるかといいますと、ちょっと難しいところがあると考えております。ただやはり安全については、何らかの対応はしないとイケないとは考えておりますので、今後本部町の水難事故防止協議会の中で、どういった対応ができるのか、検討していきたいと考えております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 8番 具志堅正英議員。

○ **8番 具志堅正英** 分かりました。

この監視員は予算も必要ですし、人を確保するのも大変な作業です。予算の面に関しては何とか知恵を出せば、この海域へ入るホテルの入湯税みたいに、この海域を利用する遊泳者の皆さんから何とか回収するような方法がないのか。そうすれば予算も確保できて監視員も置くことができるような体制がつくれると思います。その辺、遊泳者の皆さんに要するにこの海域を利用して、レジャーを楽しむコストを一応、少しだけでもいいから協力を仰ぐような体制がつくれるのかどうか、その辺どういうふうに思うかお伺いします。

○ **議長 松川秀清** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 喜納政国** ご説明いたします。

安全管理に係るコストなんですけれども、備瀬崎につきましては現在、駐車場代ということで、区のほうがとっているのもありまして、あまり二重、三重に取るのも難しいのかなと思うんですが、コストに関しましても、この予算に関しましても水難事故防止協議会の中で、これから検討を進めていきたいと考えております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 8番 具志堅正英議員。

○ **8番 具志堅正英** 備瀬崎の駐車場代を徴収するきっかけになったのは、観光客があまりにも多過ぎて、要するに向こうは景色がきれいなものですから、それから夕日がきれいなものですから、観光客はじめ地元の人たちが結構、夕日を見ながら飲食をしたりして、その飲食したごみ袋とか、コンビニの買い物袋をあっちこっちに捨てていくものですから、その対策として向こうで駐車場をして、そのごみを回収して対策をやろうじゃないかということで始めたのがきっかけです。そのコロナ前までは、そんなにまで遊泳者はいなかったんです。コロナ始まる少し前から四、五年前からですか。そのあたりから急激に遊泳者が多くなって、事故も増えてきているような次第ですので、またこの監視員を置くためにも、駐車料をまた上げなければならなくなるような事態になると、また地域の人や観光に来られる人たちからも批判も受けますので、この辺はどうにかして、工夫をしてこういう予算面とか、人の面をどうにか対策をしないとイケないと思っておりますけれども、なかなか地元だけではいかんせん、どうしようもないところがあります。ですからこの監視員の問題は、この本部町だけじゃなくて警察、消防含めて、どういう体制にしたらこの監視員が設置できるのか。その辺の対策、会議の中で対策をしてほしいと思います。

あとですね、この水難事故が起こった場合のこの救助する体制といいますか。この体制がいまいちきちんとした体制ができていない、要するにこの地域に責任を持ってやる人間がないし、

みんなばらばらでやっているものですから、駐車場の係の人だったり、またその場にいました地域の人たちが警察、消防に電話したり、あるいはお客さん同士で電話したり、そういうふうな体制しか組まれておりません、今のところ。ゴリラチョップもこの施設の管理人がいますけれども、彼はその遊泳者の管理まではしていないわけでありまして、ゴリラチョップもそうですし、この監視員のいないところはみんなおのおの、通報体制もできていない、それから救助体制もできていない。こういう救助体制、通報体制をどういうふうにして確立していくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

事故が起きた際の救助体制についてなんですけれども、昨年、救急救命講習というようなことは、備瀬区のほうで警察と消防、海保等と一緒に行ったところでもあります。連絡体制についても今後、備瀬の駐車場の係の方とか、周辺の商店の方とか、そういった方々も含めて協議会の中で検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 ぜひですね、この通報体制、救助体制をきちんとしたものにしていただきたいと思います。

それからこの救命器具、用具といいますか、ライフジャケットであったり浮き輪だったり、それからもう1つ大事なものがありますけれども、AEDの設置されているところは、今のところこのゴリラチョップの施設の中だけです。この本部の海岸ビーチで、多分そうだと思います。ビーチ営業しているビーチはAEDを設置していると思いますけれども、それ以外の全くこの普通の海岸、人気のある観光スポットの海岸はAEDは設置されていません。ですからこの海岸域の行政区の事務所にAEDを設置できないのかと思います。備瀬の場合は、ホテルオリオンのを使うと言われてはいますが、なかなかそこまで取りに行ったり、持ってきたりする間に、時間がかかってしまいますので、どうしても身近にこの海域の近いところに設置したほうがいいと思います。この管理も大変ではありますけれども、ないよりはましなのかと思っておりますので、そのAEDの設置と訓練、そういうのも年に一回にしないで、3回、4回ぐらいこの地域の方々と話し合っただけのほうが、もっと救命率が上がるのではないかと思いますけれども、その辺の考えはどうですか。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

議員のおっしゃるように昨年、ホテルオリオンと海洋博公園のほうにAEDがございますので、もし何かありましたら、そのときはAEDを借用させていただきたいという旨で約束をしているところではございます。ただやはり、距離が備瀬崎のほうから距離がありますので、できれば近くのほうに置きたいという考えもあります。現在、県のほうにAEDを設置できないかということで今、お願いをしているところではあります。併せて今回、本部町の水難事故防止協議会の中で、

また定期的な訓練といいますか、救急救命講習、心肺蘇生とか、AEDの使い方の講習とか、そういうものも、シーズンに入る前にできるようにしていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 このAEDと、それから監視員の設置、この2つを何とか解消するだけでも、大分救命率や事故の件数が減っていくのかと思います。

これから海外の観光客の皆さんも増えていきますので、日本国内の県外のお客さんだけではなくて、海外から来られてこの事故に遭われた外国の人に対する対応、どういうふうにするのか、その辺また考えていかないといけないと思いますが、そのこのところどういうふうにお考えですか。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休憩（午前10時59分）

再開します。 再開（午前11時00分）

企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

外国人の方への対応なんですけれども、先ほどちょっとお話をしましたが、注意の看板につきましては今、英語、韓国語、中国語で設置したところがございます。それから注意の放送を今、日本語でスピーカーを使って放送しているところではございますが、多言語放送ということで、まず英語、県のほうにこの原稿といいますか、放送の内容をつくっていただいて、これから今後流していく予定でございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この水難事故というのは、非常に何といいますか。交通事故と違って、身近で起きていない、一般の人からは見えにくいところがあります。ですからこの水難事故の予防のためにこの交通安全週間みたいな、水難事故予防週間みたいなものをつくっていただいて、もっとこの水難死亡事故がないようにできないかと思っております。それでこの水難事故があまり人の見えないところで起きている。一部の地域で起きているような状況でありますので、その地域に防犯カメラみたいな、その周辺をチェックするような防犯カメラみたいな役割を果たすカメラを設置できないかと考えているんですけれども、その辺の考えはないですか。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

防犯カメラにつきましては、予算の問題もございますし、誰がじゃあずっとチェックしておくのかとか。そういったのもございますので、これにつきましても、水難事故防止協議会の中で検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 最終的には人の確保、それから予算の確保、そこに尽きるのかなと思うんですが、そうするとこのこういう海に関係する事業、それから団体等、そういう団体の事務に関する事業、それからそういう人材を育てる必要があると思っております。今まで全くそういう観光産業でもありますし、この観光産業の一環として海に特化した人材を育てる。そういう何といいま

すか、目的の人の育て方というのをぜひですね、本部町に。本部高校にでもいいし、八洲学園でもいいですから、そういう観光産業や海の関係の海洋観光学科みたいな、そういう科目をつくって人材を育てるような体制ができればと思いますけれども、町長いかがですか。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 人材をこれから育てるということも、それは長期的に考えたときに重要なことかと思っておりますけれども、それよりは、先ほどから議論がありますように、当面の対応策をどうするのかといったようなことが、大切なんじゃないだろうかと思っております。沖縄県全県的に海難水難事故が多いということについても承知しているところでありますし、特にですけども、観光客が多い我が町のこれからの対応、大きな課題になってくるんだろうというようなことで、新たに協議会も立ち上げてその安全に対する確保について、重点的に対応していこうというような考え方を持っているところであります。中でも最も危険な箇所は備瀬崎だろうと、私はそう考えております。議員がよくご承知だと思いますけれども、遊泳に不適切な部分も時間的にはあろうかというようなこと、その危険度についても、誰よりも知っているのは具志堅議員であったり、地元の区長であったり、地元の皆さんがよく知っているんだろうとそういうふうに思っております。ですからある意味では、率直に言って備瀬崎をモデル地域にして安全地帯を構築できないだろうかというようなことも考えたりしております。ぜひ、行政区の皆さんの協力がなければそれはできませんので、行政区のほうとしっかりと協力を深めながら、まずは備瀬崎から安全地域、モデル地域として構築できればと、このように思っております。そこをモデル地域にできればと思っております。とつても海は透き通ってきれい、熱帯魚もいっぱいいる、きれいだけにまたきれいさの反面、もっとも流れが速いということも私もよく承知しております。ですから、観光拠点としてとても価値のある場所でもありますので、その地域をモデル安全地域みたいな形で、協議会でも議論しながらそして周知的に対応策の方法論を編み出して行って、それをよその地域にも広げていくというような手法ができればいいかと、このように思っておりますので、ぜひまた集落の皆さんの協力が必要ですので、今後そういったことについてもまた相談していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 町長のおっしゃるとおりであります。きれいなものにはとげがあると言いますけれども、確かに透明感があって、熱帯魚もいっぱいいてきれいですけれども、危険な水域であります。流れが速くて人間の泳ぐ力では何ともしがたい時間帯が二度あります。その時間帯だけでも遊泳禁止にして、海の中に入っている人たちを一旦、海岸へあげる、そういうことができれば非常に事故も減ると思っておりますけれども、いかんせんまだそういう体制ができていない状況でありますので、これからはしばらくは危ない状況が続くと思っておりますけれども、そこをよく頭に入れながら日々過ごしていかないといけないのかと思っております。以上で一応、水難事故については終わります。

次に、八重岳通信所の点について、少しばかりお伺いいたします。この八重岳通信所の質問は、

今回で3回目です。令和5年6月定例会、令和6年3月定例会と今回で3回目となります。ですがまだ疑問があります。まずいわゆる土地規制法というんですか、本当の名前は長い、すごい法律ですけども、この注視区域というのは、どういう区域なのかというのが、まだ分からない。どういうことなのか。この注視区域に入っている土地は全部、町有地であったり、また名護市の市有地なのかですね。この注視区域内で所有者である本部町は、何ができて、何ができないのかが分からない。この件について一旦、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 ご説明いたします。

注視区域についてですが、国の重要施設に関する敷地の周辺、おおむね1,000メートル以内を指定するということになっております。重要施設ということですので、防衛関係施設、あとは飛行機のレーダーとか、そういったものがあるところが対象となっております。

失礼しました。区域内なんですけれども、民有地が入っている可能性もございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前11時11分）

再開します。 再 開（午前11時13分）

総務課長。

○ 総務課長 宮城 建 具志堅正英議員に説明いたします。

注視区域の話です。注視区域というものは特にイベントとかを中止できないよというようなことではありません。今、国から出ている資料の中では、区域内における土地等の利用状況の調査等が入っているということです。

例えば、土地の取引とかに関しても、問題なくできると。ただ特別注視区域であれば、注視区域の中のさらに特別注視区域です。本部町の場合は注視区域でありますので、特別ではありませんが、特別注視区域であれば土地の所有権等の移転に際しても届出の義務が出てくると、特別の場合は。ただ八重岳に関しては、注視区域でありますので、そこまでの制限はかかっていないというようなことでございます。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 でしたら土地の取引はできるわけですね。催し物とか、そういう桜まつりのときの物販だったり、そういうコンサートとかやる場合には、それはできる。テントの設置だとかはできるということですね。逆に防衛省とか防衛局が、この注視区域の中で何かやろうとした場合、制限できるのかできないのか。その辺をお伺いしたいです。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 宮城 建 具志堅正英議員に説明いたします。

防衛局がその注視区域の中で何かできるのかというものと、今指定されている注視区域というのは、全く別なのかなというふうに思います。今、国のほうが定めて、指定しております注視区域というのは、あくまでも八重岳の山頂の重要施設の敷地の周囲、おおむね1,000メートルの区域内において、その区域内において機能阻害行為の用に供されることを特に防止する必要がある

ると。機能阻害行為が行われることを防止する必要があるというところを注視区域として定めておりますので、そこでその区域内で防衛局が何かやろうというようなことがあるのとは、ちょっと解釈が違ってくるのかというふうに私は思いますが、以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 機能阻害行為をできないようにするために、半径1キロの注視区域を設けている。今まで八重岳において、八重岳は入り口のところが門があって鉄条網があってフェンスがあります。そこから進入しようとして下に入ろうとしたり、何か事件なりそういうのがあったのかどうか。把握しているかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 宮城 建 具志堅正英議員に説明いたします。

今のところ、そういった話は聞いておりません。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 これまで復帰して50年余り、米軍基地とか自衛隊基地に沖縄県内でも、進入して危害を加えようとしたことは、多分一度もないと思います。意図的に。知らないでやったことはあるかもしれないですけども、そういう場所に八重岳は要するに桜を植えて、桜まつり、それから新緑まつり、そういうまつりのために本部町は使っているし、町民もそういうまつりを楽しみにしている八重岳なんです。そういうところが何か人を排除するような、こういう注視区域だとか、イメージが非常に悪くなると私は思うんです。ですからこの注視区域を撤廃してもらうことはできないかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 宮城 建 具志堅正英議員にご説明いたします。

国の法律の中で、その注視区域が設定されているというところもあります。その撤廃についてということでございますが、先ほどから説明しておりますとおり、この注視区域、機能阻害行為というものは、航空機の離着陸やレーダーの運用の妨げになる工作物の設置、または施設に対する妨害電波の発射等々がありますので、その重要施設を守るために設置されているものだという解釈でございます。それを撤廃するということに関しては、私たちのほうからはどうのこうのと言える状況ではないのかと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 だとしたら、この土地規制法の注視区域の基準、そういうものをちゃんと文書を示しているのか。ただ重要施設、攻撃される可能性がある。今までそんなこと一度も起きたことはないじゃないですか。だから、ただ国の言いなりになるのではなくて、その辺八重岳の通信所にそんな航空機の妨害になるような施設なのか。

これ通信所だけじゃなくて、ほかにも施設がありますよね。航空局の施設、国交省の施設だったり、電力とかN T Tの施設とかありますけれども、そこもその重要施設に含まれるんですか。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 宮城 建 具志堅議員に説明いたします。

今、重要施設ということでございます。今示されているのは、防衛関係施設、重要施設です。重要施設というものは防衛関係施設、それから海上保安庁の施設、生活関連施設というものがございまして。八重岳は全てそれに該当するということではないんですが、国が言っている重要施設というものは、以上の3点となっております。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 今までこの八重岳通信所の山にある建物が3棟か4棟ぐらいあります。それと鉄塔が66メートルと言っていましたけれども、その鉄塔を今回、解体すると防衛局は言っておりますけれども、あの中にそんなに重要な施設があるのか。到底、そんな重要な施設ではないような感じがしますけれども長い間、昔は八重岳の警備員も復帰前はいました。米軍施設でしたから当然ですけれども、今は返還されてわずか本部町分は1万2,000平方メートルですか。それぐらい、そんなに狭い区域の中にその施設があるというのは、なかなか信じられないんですけれども、ただ前までこの入り口の門扉、金網にして周辺を鉄条網で囲って、それで済んでいたやっとなぜ注視区域になるのか。ちょっと理解できないんですけれども、この基準が何なのか。もう少しはっきり分かるように防衛局と協議してもらえませんか。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 国の制度と仕組みのお話ですので、地域の注視区域になって、地域の住民の生活等を阻害するというようなことについては、今のところ考えておりません。ですので、今その制度が施行されたばかりですけれども、これからの状況、推移などを見ながら、国の中で議論されていくんだらうと見ております。取り立てて今、その制度そのものを注意深く、見ていけばいいのかなというように思っております。今現在、注視区域にそこが指定されたから地域住民の生活がどう影響されるのかというようなことは、本町としては考えておりませんので、そういうことで理解していただければと思っております。なお、この件については、この場で議論するよりは、しかるべき部署、いわゆる国会の中での議論をもっと深めていただければ、ありがたいというように思いを強くしているところでございます。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 町長のおっしゃるとおりでありますけれども、国会の議論を聞いていてもさっぱり分からないんです、この議論。だから当事者、当事者同士でどういうふうになるのかというのを聞いていただきたいと思っておりますけれども、これは無理だと思うので、一応この件に関しては終わります。

あと細かい具体的な件についてちょっとお伺いします。この八重岳の通信所の土地の賃貸借契約はいつまでか、期限があるのか伺いします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 宮城 建 具志堅正英議員にご説明いたします。

契約に関しては1年更新で今のところやっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 1年更新、この1万2,000平方メートルの土地の賃貸料が、年間120万円でしたよね、失礼130万円。この土地の賃貸借契約を解約した場合どうなるのか、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 現実論の中で、解約は不可能な状況だと、今現在は思っております。議員知っているとおり、その八重岳の頂上エリアにつきましては、頂上に登ると当時にそこにゲートがあって、そこから中には入れない状況がずっと続いておりましたけれども、今現在、縮小部分については極限まで縮小されてきたのかというようなことが実感でございます。議員ご承知のとおり、日米安保条約に基づいた地位協定によって一定程度、国と国との協定の中で基地は提供しなければいけないというような形になっておりますので、現行法の制度ではですね。ですからその日米安保条約に基づいた、いわゆる地位協定に基づいた国策としての対応だというように認識しているところでございます。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 日米安保条約、地位協定等の絡みもありますけれども、私としてはこの日米安保条約、地位協定、非常に沖縄だけに負担のかかるような差別的な条約ではないかと思っておりますが、いかんせん、国家間同士の取り決めでありますので、1地方自治体としてはどうしようもないのかと思いはしますけれども、ただやり方によっては、この自らの所有地を取り戻すという努力を続けなければいけないと思います。ですからぜひ町当局にも、この八重岳通信所のこの安保条約、地位協定に基づいて提供している施設ではありますけれども、土地ではありますけれども、ぜひそれを取り戻す不断の努力をしてもらいたいと思います。

以上終わります。ありがとうございました。

○ 議長 松川秀清 これで8番 具志堅正英議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（午前11時30分）

再開します。

再 開（午前11時40分）

日程第2．議案第43号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第43号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第44号 財産の無償貸付について(伊豆味みかんの里総合案内所施設)を議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 1点だけ確認をさせていただきます。令和4年度に県の補助金3,600万円を活用して、みかんの里機能強化事業を行っていたかと思えます。この県の補助金の性質上、無償での貸付というのが可能なかどうか。念のために確認をさせていただきたいと思えます。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

今回の財産の無償貸付におきましては、みかんの里の奥のほうの現在、倉庫として利用している部分がありますが、その部分を琉球藍の製造技術保存会に無償で借用させるものであります。本来、財産というものは有償で貸し付けるものが前提となっておりますが、無償で貸し付ける場合は、議会に諮らなければならないということがあって、今回議会に上程しているものであります。また先ほど、ご質問がありました令和4年度の事業についてでございますが、その当時は、みかんの里の機能強化するということで、里の奥のひさしを伸ばしてそこで染めができる機能を強化しておりますので、今回の事業とは特に問題はございません。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 ぜひ有効に活用していただければと思えますので、よろしく願いいたします。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。したがって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 財産の無償貸付について(伊豆味みかんの里総合案内所施設)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第44号 財産の無償貸付について(伊豆味みかんの里総合案内所施設)は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第45号 令和6年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 何点か質問をいたします。

A3の補正の主要事業等一覧からでございます。歳出の5番目、自治体情報システム標準化対応事業、6次クラウドにした、方針を変更したということなんですが、そのメリットがあつて方針の変更になつたかと思ひます。その経緯をお伺いをいたします。

そして裏の42ページの博物館費のエアコン取り換えでございます。まず博物館が建設されて、今で何年経っているのかというところと、ちょっと懸念しているのが町営ホール2階の洋式トイレを昨年、1,000万円かけて改修をされていたかと思ひます。老朽化に伴つてその町営ホールの2階のトイレも使用が禁止になつたという事例がありましたので、今後そういうことがないように、やはり1,000万円以上かかる修繕に関してこの博物館に関しても今後の計画があつてこそ、やはりエアコンの工事というのが生きてくるのかというふうに思ひますので、そこで少しだぶつて懸念をしているところでございます。博物館が今建設されて何年かというところと。今後の計画があれば、説明をいただきたいと思ひます。以上です。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 宮城 建 山川議員にご説明いたします。

D X関係の件でございます。6次クラウドへの方針変更ということであります。いろいろと調査していく中で、どうしても国のガバメントクラウドに持つていくよりは、6次クラウドのほうが費用的にも9,000万円ほど安くなるというようなことが示されました。D X推進本部会議等にも、その内容を検討した結果、6次クラウドのほうで進めていこうというような方向で進めているところでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 ご説明いたします。

博物館の完成がいつかというご質問なんですけれども、昭和57年に町制施行40周年記念事業の一環として建設されております。なので築42年経過した建物となっております。今後の計画についてなんですけれども、先ほども申しましたけれども、町制施行40周年記念で中央公民館、博物館、図書館が建設された経緯があつて、それを本部3館と呼んでおりました。今、その中央公民館、図書館については文化交流センターという形になっておりますので、博物館についても何らかの補助メニューを通して、建て替えの時期に来ているかということをお伺いを教育委員会としては考えているところでございます。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 時期が、例えばすぐ来るのか、この博物館が今老朽化しているのか。それによってやはり1,000万円以上かける修繕ですので、その修繕計画といひますか、そういったところもしっかりと計画を立てていかないと、今後また同じような老朽化した施設の修繕がかかる。そして建て替えがいつやるのかというのが、しっかりと示さなければなかなか今後成り立つかないのかというふうに思ひますが、今おっしゃるような補助メニューを探して建て替えということであれば、どの程度の計画、スパンで建て替えを考えているのか。その計画、具体的な計画

があれば説明をお願いします。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 具体的な計画についてなんですけれども、ここ二、三年で建て替えるということは厳しいのかなというのは考えておりました、どうしても5年スパンの考えを持っているところです。博物館の機能上、空調や湿度の管理等がありますので、早急な対応ということで今回、予算計上をさせていただいたところでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 これ博物館に限らず、老朽化される施設、今後出てきたときに、やはり計画的に建て替えなり、修繕計画を進めていくというのがやはり一番大事かと思っておりますので、そこも含めて計画的な運用をお願いしたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午前11時51分）

再開します。

再 開（午前11時51分）

3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 訂正いたします。

先ほど町営ホール、2階のトイレの修繕「1,000万円」といたしました、正確には「13万円」ということでした。失礼しました。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 事項別明細書の35ページの真ん中、町道上本部学園線整備事業、公有財産購入費274万円となっておりますが、これは用地買収費なのか。

それからこの用地買収まだまだ時間がかかるのか。あとどれぐらい残っているのかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

公有財産購入費は、用地買収費になっております。これあとぐらいなのかというところなんですけれども現在、用地買収に着手したばかりという言い方ではないんですけれども、着手して間もないということで、まず先行してやっているのが補償の方、物件の補償等がありましたので、大きな。そこのほうを先行してやっておりますので、用地の買収はこれから本格的に入ってくるようになります。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この用地買収地の地権者の確定はもう進んでいるのか、それだけお伺いします。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 ご説明いたします。

用地の地権者の確定というところなんですけれども、道路の法線は決定しておりました、道路の計画ラインも決まっておりますので、地権者のほうは確定しております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。したがって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和6年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第45号 令和6年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第46号 令和6年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 令和6年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第46号 令和6年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第47号 令和6年度本部町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 質疑いたします。

資産の部の未収金があります。令和6年4月1日時点での未収金は3,500万円、令和7年3月31日では2,613万4,687円とありますが、この未収金についての説明をしていただきたいのと、やはり2,600万円近くが残ってしまうのかというところの説明をいただきたいところです。

○ 議長 松川秀清 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 説明いたします。

令和6年4月1日、3月31日の未収金なんですが、3,511万9,241円と、内容からいたしますと、確定して、確定できなかった下水道使用料と企業債、企業債は最後、事業が終わってから下りてくるものがありますので、これの分になります。下水道使用料の1,435万1,200円と企業債の850

万円と下水道使用料の6月10日までの入金分の1,226万8,037円を足して3,511万9,241円の最終値となりました。質疑にありました2,613万4,687円は残ってしまわない状況になります。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 この2,613万4,687円は、なぜ残ってしまうんですか。

○ 議長 松川秀清 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 説明いたします。

4ページの2,613万4,687円は、31日時点の2か月分の予定金額となっております。2ページの未収金の3,511万9,241円は、先ほど説明した金額が入ってきた最終値となっております。その違いでございます。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。したがって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 令和6年度本部町下水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第47号 令和6年度本部町下水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 報告第2号、議案第48号 令和5年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第52号 令和5年度本部町水道事業会計決算認定についての5件については、決算審査特別委員会に付託してありました。その報告書が提出されております。

決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭。

○ 決算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭 報告第2号 令和6年9月26日、本部町議会議長松川秀清殿。決算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭。委員会審査報告書。(1) 議案第48号 令和5年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。(2) 議案第49号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。(3) 議案第50号 令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。(4) 議案第51号 令和5年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。(5) 議案第52号 令和5年度本部町水道水道事業会計決算認定について。本委員会は、令和6年9月19日付で付託された上記案件については審査を終了したので、本部町議会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

決算審査特別委員会報告。1、付託事件。(1) 議案第48号 令和5年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。(2) 議案第49号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。(3) 議案第50号 令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定について。(4) 議案第51号 令和5年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。(5) 議案第52号 令和5年度本部町水道事業会計決算認定について。2、審査結果。(1) 議案第48号 原案のとおり決定とする。(2) 議案第49号 原案のとおり決定とする。(3) 議案第50号 原案のとおり決定とする。(4) 議案第51号 原案のとおり決定とする。(5) 議案第52号 原案のとおり決定とする。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 議長を除く全員による決算審査特別委員会の委員長の報告でした。よって質疑、討論を終結します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって質疑、討論を終結します。

これで報告第2号 決算審査特別委員会委員長による委員長報告は終わりました。

日程第8. 議案第48号 令和5年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第48号 令和5年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算認定に対する委員長の報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第48号 令和5年度本部町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第9. 議案第49号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第49号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算認定に対する委員長の報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第49号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第10. 議案第50号 令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第50号 令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算認定に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第50号 令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第11. 議案第51号 令和5年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議

題とします。

議案第51号 令和5年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算認定に対する委員長の報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第51号 令和5年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第12. 議案第52号 令和5年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

議案第52号 令和5年度本部町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算認定に対する委員長の報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第52号 令和5年度本部町水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

日程第13. 議案第54号 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 渡久地 要** 議案第54号についてご説明いたします。

議案第54号 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結について。令和6年第4回本部町議会の議案第38号の議決を経て工事請負契約を締結した健堅石嘉波線道路改良工事（その2）について、下記のとおり契約内容の一部を変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

契約金額を8,756万円から9,387万2,900円へ変更すること。令和6年9月25日提出、本部町長平良武康。

提案理由、工事の変更設計に伴う変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

今回の変更契約についてですけれども、631万2,900円の増額をしたいと考えております。

次のページから資料としまして、変更箇所の一覧とA3版の平面図を添付しておりますので、ご確認ください。変更箇所は舗装面積の追加、重力式擁壁の追加、ガードレールの追加及び伐採殻からの運搬となっております。また、工事数量の追加に伴いまして、工期も10日間延長し、令和6年12月27日にしたいと考えております。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第54号 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第54号 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午後0時14分)

再開します。

再 開 (午後0時17分)

日程第14. 決議第2号 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第2号 議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり可決されました。

日程第15. 発議第1号 議員報酬及び議員定数に関する調査特別委員会設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 発議第1号、議員報酬及び議員定数に関する調査特別委員会設置について。

上記の議案を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。令和6年9月26日。本部町議会議長殿。提出者、本部町議会議員 座間味栄純。賛成者、本部町議会議員 具志堅 勉、賛成者、本部町議会議員 松田大輔。

議員報酬及び議員定数に関する調査特別委員会設置について。次のとおり、議員報酬及び議員定数に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記 1、名称 議員報酬及び議員定数に関する調査特別委員会。2、設置の根拠 地方自治法第109条及び本部町委員会条例第5条。3、目的 議員報酬及び議員定数に関する調査。4、委員の定数 11人(別紙のとおり)。5、委員の任期 議員の任期中。6、調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

提案理由、「本部町議会議員の定数を定める条例」は前回改正から、16年が経過、「本部町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例」については前回改正から10年が経過しようとしている。その間、本部町の人口及び財政状況、社会情勢も大きく変化していることから、両条例の見直し等について検討する必要があるため、「議員報酬及び議員定数に関する調査特別委員会」を設置

する。令和6年9月26日、本部町議会。以上です。

○ 議長 松川秀清 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。

これから、議員報酬及び議員定数に関する調査特別委員会設置に関する発議を採決します。

お諮りします。座間味栄純議員ほか、2名から提出されました発議第1号 議員報酬及び議員定数に関する調査特別委員会設置については、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第1号 議員報酬及び議員定数に関する調査特別委員会設置については、可決されました。

これより議員報酬及び議員定数に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

休憩します。

休 憩 (午後0時20分)

再開します。

再 開 (午後0時27分)

これから諸般の報告をします。

休憩中に議員報酬及び議員定数に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告します。

委員長に具志堅 勉議員、副委員長に松田大輔議員、以上のとおり互選された旨、報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第5回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

これで議会を閉じます。

令和6年第5回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後0時28分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 山 川 竜

本部町議会議員 松 田 大 輔